

畜犬登録および狂犬病予防注射を行います

令和7年度畜犬登録・狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、畜犬飼育者（生後91日以上の子犬の飼育者）は、最寄りの実施場所です必ず受けてください。なお、農村地区の登録済飼育者については、巡回して予防注射を行いますので、巡回日程表を確認のうえ在宅願います。また、当日不在の方は動物病院、または北海道農業共済組合

北海道農業共済組合十勝統括センター十勝東部支所でも予防注射を受けることができます。事前に電話でご確認ください。

北海道農業共済組合十勝統括センター十勝東部支所

☎(574) 2421

【畜犬登録・狂犬病予防注射の日程】

5月15日（木）

中央新町
豊頃南町
豊頃旭町
茂岩本町
茂岩末広町
茂岩栄町
牛首別

二宮東

二宮中央

湧洞

旅来

大津寿町

大津幸町

二宮西

5月16日（金）

礼文内・十弗・北栄・育素多・幌岡・豊頃
統内・礼作別・農野牛・下農野牛

十勝統括センター十勝東部支所で受けてください。

【料金（1頭につき）】

▽登録済の犬Ⅱ注射料3240円

▽未登録の犬Ⅱ注射料3240円、登録料3000円

【注意】

①この登録と予防注射は、狂犬病予防法に基づき実施しています。受けられない飼育者は法律により処罰されることがありますので、必ず受けてください。

②登録は犬の生涯で1度ですが、登録事項変更（死亡・不明・所有者住所の変更等）が生じたときは、速やかに役場住民課へ届け出てください。問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

畜犬取締り・野犬掃とうの実施

「豊頃町畜犬取締および野犬掃とう条例」に基づき、次のとおり野犬掃とうを実施します。

期間▽4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

区域▽町内全域
方法▽捕獲・薬殺等

注意▽期間中、つながれていない犬はすべて野犬とみなされ処分の対象となりますので、2m以内の鎖でつなぐか、檻で飼うようお願いします。

また、日ごろから犬が放れることのないよう、首輪や檻の扉などの点検をしましょう。

問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213



特別児童扶養手当のお知らせ

この制度は精神または身体に障がいをもつ児童を養育する父母等に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的として

【受給資格者】

特別障害者手当▽精神または身体に著しい重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、手当は受給できません。

- ・受給資格者（請求者）が日本国内に住所を有しないとき。
- ・受給資格者（請求者）が、障害者支援施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）。
- ・受給資格者（請求者）が、病院または診療所に3か月を超えて入院したとき。

障害児福祉手当▽精神または身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。

（経過的）福祉手当▽昭和61年4月1日において、従前の福祉手当を受給しており、特別障害者手当または障害基礎年金を受給できない方に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、手当は受給できません。

- ・受給資格者（請求者）が日本国内に住所を有しないとき。
- ・受給資格者（請求者）が、障害児入所施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）。
- ・受給資格者（請求者）が、障がいをもつ事由とする年金等を受けることができるとき。

います。

【受給資格者】

20歳未満で精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育する父母または養育者に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまる場合は手当を受給できません。

- ・受給資格者（請求者）や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき
- ・対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき（ただし、通園している場合は除く）。
- ・対象児童が障がいをもつ事由とする年金を受けることができるとき。

【手当額（令和7年4月から月額）】

手当は認定請求した日の属する翌月分より次の額が支給されます。

- ・1級 55350円
- ・2級 36860円

ただし、受給者もしくはその配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、手当は支給されません。詳細はお問い合わせください。

問役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214

日本赤十字社社資・寄付金募集のお礼と報告

皆さまのご協力により、たくさんのお金をお寄せいただき、令和6年度受付の総額は、53万6500円となりました。なお、お預かりした社資は、全額を日本赤十字社北海道支部へ送金いたしました。

【手当額】（令和6年4月）

特別障害者手当▽月額28840円

障害児福祉手当（経過的）福祉手当

▽月額15690円

問役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214



赤ちゃん広場においでください

乳児（1歳6か月未満）を持つ親子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽にしゃべりできる広場です。

【自由遊び・手遊び】

日4月9日（水）・16日（水）・23日（水）

▽9時～12時

【自由遊び・ベビーマッサージ】

日4月30日（水）▽9時～12時

持ち物▽バスタオルを持参してください。

所こどもプラザとよころ

対1歳6か月未満児（令和5年10月1日以降生）の親子および妊娠中の方 ※未就学児の兄弟姉妹同伴はかまいません。兄弟姉妹については別室で託児を行うこともできます。

問子育て支援センター ☎(574) 3931



児童扶養手当のお知らせ

この制度は、ひとり親世帯のお子さんの健やかな成長と生活の安定・自立を促すことを目的として、お子さんを養育している方に手当を支給するものです。

【受給資格者】

▽次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または一定の障がいの状態にある20歳未満の者）を監護、養育している父、母または養育者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が法令の定める程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻しないで生まれた児童

令和7年度の児童扶養手当額（月額） R7年4月～

	全額支給	一部支給
本体額	45,500円	45,490円～10,740円
第2子以降加算額	10,750円	10,740円～5,380円

・父母とも不明である児童（孤児など）等

特別障害者手当・障害児福祉手当または福祉手当のお知らせ

この制度は、精神または身体に重度の障がいをもつ20歳以上の方、または20歳未満の方に特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当を支給することにより、これらの方の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

ただし、受給資格者（請求者）、もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。詳細はお問合せください。